少年スポーツのおける危機管理

サッカーのシュート練習中に、ある少年が力一杯蹴ったボールが付近でドリブルの練習をしていた別の少年の顔面に当り、その少年の片方の目の視力が落ちてしまった。このような場合、指導者としてはどのような民事責任を問われるであろうか。

近年、サッカー・野球・水泳・陸上競技・その他の少年スポーツが盛んになり、学校の授業、部活、スポーツ少年団、スポーツクラブ等その場も様々である。そして、少年少女が、スポーツを通じ、協調性や自己規制力を身につけ、心身の健全な発展を遂げているのも事実である。また、指導者の日々の献身的な活動により少年スポーツが支えられていることも明らかである。しかし、スポーツは常に怪我をする危険を伴い、誰がどのような防止策を講じても、これを完全に除去することはできない。各種のスポーツの組織は独自に指導者資格制度を創設し、その資格取得課程に、少年達の健康管理、準備運動、練習方法、怪我をした際の対応措置等についての安全対策を組み込んでいる。それにも拘らず指導者は常に不安を抱えている。

その不安とは、冒頭に示したような事例を巡る父母と指導者との間の法的責任問題であろう。

裁判例を見ると、実際に少年スポーツの場で起った事故は、練習中の熱中症による死亡、水泳授業中の心停止による死亡等のような健康管理が問題とされる事例、ラグビー練習中の頚椎損傷のような少年の技能と練習管理が問題とされた事例、狭いグラウンドにおける競合練習により、野球部の打球が他の部活の少年に当ったというような施設に問題があるとされた事例、ソフトボール練習中にファウルチップのボールがマスク不装着のまま審判をしていた少年に当り失明したというような用具の不備が問題とされた事例等様々である。場合によれば、練習終了後の事故、公道をランニング中に老人と衝突したような事例で

も指導者の責任が問われる場合がある。

指導者はボランティアであっても、一般的に安全配慮義務が認められており、そのスポーツの特性に応じて、少年達に安全に練習・試合をさせる責任がある。クラブ組織のチーム等では「どんな事故が起っても絶対に訴えません。」等という事前の免責同意書を少年達の親からとっておくことがあるが、このような同意書は民事第九〇条の公序良俗違反で無効とされている。

このように、裁判の場では指導者の責任は重い。しかし、裁判例を参考にリスク管理を徹底すれば恐れることはない。財団法人日本体育協会はその傘下の日本スポーツ少年団に、「ジュニアスポーツ法律アドバイザー」システムを作るべくその作業に着手した。指導者は、リスク管理の知識を身につけ、自信をもって少年達の指導に臨んで頂き、少年スポーツが更に発展するよう願うものである。

【平成１７年５月１１日　静岡新聞　朝刊　掲載】